

市有財産(旧下北連絡事務所)の
貸付公募実施要項
(一般競争入札方式)

令和8年9月実施
臼杵市 財務経営課

目次

1. 概要	2
2. 入札参加資格要件	3
3. 契約条件	3～4
4. 現地説明会	4～5
5. 入札参加申込(郵送又は持参)	5～6
6. 入札参加資格審査結果の通知	6
7. 入札及び開札	6～8
8. 契約の締結	8
9. 本貸付公募実施要項に対する質問	8～9
10. その他の注意事項	9
11. 公募に関する問合せ先	9

1. 概要

白杵市では、市有財産の有効な利活用及び市の財源確保として、一般競争入札により市有財産の貸付公募を行います。

(1) 入札対象となる物件

区分	名称	所在地	面積	最低貸付料 (年額)
建物	旧下北連絡事務所	白杵市大字井村 字挟間1701番	135.28 m ²	529,715円 (税込)
土地	旧下北連絡事務所 敷地	白杵市大字井村 字挟間1700番 白杵市大字井村 字挟間1701番 (一部)	357.74 m ²	

※ 位置図等、入札対象となる物件の詳細については「物件調書」を参照ください。

※ 建物及び土地を一体として貸付するものであり、どちらか一方のみの貸付はできません。また、建物及び土地の部分的な貸付もできません。

※ 最低貸付料(参考価格)は、市の算定基準に基づき算出した価格です。

※ 土地について、駐車場など施設の利用に伴う土地の貸付のため、消費税が加算されます。(最低貸付料に加算済み)

(2) 入札手続きのスケジュール

手順	期間
入札参加申込期間	令和8年8月7日(金)～令和8年9月14日(月)
質問書提出期間	令和8年8月7日(金)～令和8年9月4日(金)
現地説明会	令和8年9月1日(火)
質問書回答	令和8年9月8日(火)
入札参加者の決定	令和8年9月16日(水)
入札及び開札	令和8年9月24日(木)
落札者の決定	令和8年9月24日(木)
契約保証金の納付	落札者の決定から契約日までに納付
契約日	令和8年9月25日(金)以降
貸付開始	契約締結日より開始

※ 令和8年9月24日(木)をもって入札金額の審査を行い、落札者を決定しますが、最高の金額に入札が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。

2. 入札参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たす者に限り入札に参加することができます。また、1つの法人又は団体若しくは同一人が代表者となっている法人等が、重複して複数の参加表明を行った場合、その者の参加を無効とします。

- (1) 入札参加申込書(様式第1号)の提出時点で、臼杵市に住所を有する個人又は臼杵市に事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当し、入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 入札参加申込書(様式第1号)の提出日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けていないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)等により再生手続等開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (9) 本貸付公募実施要項の内容を遵守できること。

3. 契約条件

(1) 物件の位置

臼杵市大字井村字挟間1700番及び臼杵市大字井村字挟間1701番(一部)

(2) 使用用途

ア. 貸付物件は、入札参加申込書(様式第1号)の使用目的欄に記載の用途として使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

イ. 貸付物件を次のいずれかに挙げる用途に使用し、又は使用させてはならない。

- ☐ 悪臭・騒音・振動・土壌汚染・有毒ガス等、近隣環境を損なう可能性のある用途
- ☐ 政治的又は宗教的用途
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途
- ☐ 居住の用途

□ その他公序良俗に反する等、本市が適さないと判断した用途

(3) 貸付期間

貸付期間は、契約締結日から5年間とします。

(4) 貸付料

ア. 最低貸付料(参考価格)は、529,715円(年額:消費税込)とし、最低貸付料の額以上で、かつ最高の額で入札した者の金額を貸付料(落札額)とします。

イ. 貸付料は、貸付期間の開始日より発生します。市が別途発行する納入通知書(年度毎に発行)により、納入期限までに納入してください。

ウ. 貸付に当たっては、貸付対象物件の光熱水費等実費負担となるものについて、貸付料のほか、借受人が負担する旨の条件を付すものとします。

(5) 契約保証金

落札者は、契約締結時までに落札額(年間貸付料)の100分の10以上の契約保証金を、市の発行する納入通知書にて納入するものとします。なお、契約保証金は契約満了時に還付しますが、未納の貸付料、損害賠償金、その他の債務金があるときは、その額を控除して還付します。

(6) その他

上記(1)～(5)以外の事項については、別紙「契約書(案)」に記載のとおりとします。

4. 現地説明会

(1) 日時

令和8年9月1日(火) 午前10時00分から

(2) 場所

旧下北連絡事務所

白杵市大字井村字挟間1701番

(3) 申込方法

参加を希望する者は、令和8年8月31日(月)の17時15分までに、電話またはメールにて「11. 公募に関する問合せ先」に記載のある担当者へ連絡してください。

※ 申し込みの際は、法人名(又は氏名)、参加人数、連絡先(電話番号及びメールアドレス)をお伝えください。

(4) 留意事項

□ 現地説明会は上記の日時以外は実施しません。

□ 現地説明会への参加は任意ですが、物件の現状を把握するため、可能な限り参加してください。

□ 参加者は、現地での説明を聴取し、物件の形状、老朽化等の現状を確認してください。

- 天候等の事情により説明会を中止する場合は、前日までに申し込み時に確認した連絡先にお知らせします。
- 説明会当日に質問がある場合は、可能な限りその場で回答しますが、参考回答としてください。詳細な確認及び正式な回答が必要な場合は「9. 本貸付公募実施要項に対する質問」の手続きに従って改めて質問書を提出してください。
- 現地までの交通費は参加者の負担とします。
- 現地説明会に参加できなかった場合、建物外観及び敷地については、現地説明会以外でも自由に見学していただいて構いませんが、建物内部については施錠しているため、現地説明会以外で見学することはできません。

5. 入札参加申込(郵送又は持参)

入札に参加する者は次のとおり入札参加申込書(様式第1号)、その他必要書類に所定の事項を記入、押印の上、提出してください。

(1) 提出期間

令和8年8月7日(金)から令和8年9月14日(月)まで

窓口受付期間:午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日除く)

※ 郵送の場合は当日必着

(2) 提出先

〒875-8501

臼杵市大字臼杵72番1

臼杵市役所 臼杵庁舎2階 財務経営課 公有財産経営グループ

(3) 必要書類

ア. 入札参加申込書(様式第1号)

イ. 印鑑証明書(個人は印鑑登録証明書)

ウ. 履歴事項全部証明書(法人のみ)

エ. 市税完納証明書

オ. 消費税等納税証明書(法人のみ)

※ その3の3(未納税額がないことの証明)

カ. 誓約書(様式第2号)

※ イからオについては、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※ その他、必要に応じて確認のための書類提出を求める場合があります。

(4) 提出方法

持参又は郵送により必要書類を封筒に入れて提出してください。

郵送の場合、郵便局の窓口において「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法により送付してください。(費用は入札参加者の負担です。)

(5) 封筒記載事項

封筒には宛先のほか、次のことを明記してください。

ア. 案件名(「市有財産(旧下北連絡事務所)の貸付」)

イ. 「入札参加申込書在中」の表示

6. 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、令和8年9月16日(水)頃に郵送にて通知します。

※ 入札の参加が認められた者については、市所定の入札書(様式第4号)、委任状(様式第5号)、入札参加資格者証、領収済通知書・納入済通知書兼領収書(入札保証金用)を同封します。

7. 入札及び開札

(1) 日時

令和8年9月24日(木) 午前10時00分

※ 入札と開札は同日に行います。

※ 入札締切後、直ちに開札を行います。

(2) 場所

臼杵市役所 臼杵庁舎2階 第2談話室

(3) 入札保証金

ア. 入札参加者は、見積金額(入札額)の100分の5以上の入札保証金(小数点未満切り上げ)を上記の入札日時までに納めなければなりません。

イ. 入札参加者は、入札当日の午前9時50分までに、「領収済通知書・納入済通知書兼領収書」に入札保証金額を記載し、臼杵庁舎会計課(6番窓口)において、納付してください。

ウ. 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の納付後に還付します。

エ. 落札者以外が納付した入札保証金は、開札日より1箇月以内に還付します。

オ. 入札保証金は、その受入期間についての利息は付きません。

カ. 落札者が契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属するものとします。

(4) 必要書類

ア. 入札書(様式第4号)

イ. 入札参加資格者証

ウ. 入札保証金の領収済通知書

エ. 委任状(様式第5号) ※代理人の方が参加する場合のみ

(5) 入札

ア. 入札参加者は、本市指定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投入してください。なお、入札の当日に出席しなかった者又は入札の締切時間に

間に合わなかった者は棄権とみなします。

- イ. 入札は、代理人に行わせることができます。代理人は、本市指定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投入してください。なお、代理人による入札の場合は、委任状(様式第5号)を入札参加時に提出してください。
- ウ. 入札金額は、建物及び土地の総額(年額)を記載してください。
- エ. 入札参加者は、投入した入札書の引換え、書換え又は撤回をすることはできません。
- オ. 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ☐ 入札参加者として資格のない者のした入札
 - ☐ 競争に際し、不当に金額をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
 - ☐ 所定の入札保証金を納付しない又はその金額に不足がある者のした入札
 - ☐ 同一の入札に対して2以上の入札書を提出した者の入札
 - ☐ 同一の入札に対して2以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - ☐ 入札書の金額表示を改ざんし、又は不正な訂正をした入札
 - ☐ 入札書中に必要な文字を欠いている又は判読できない入札
 - ☐ 入札書に記名及び押印がない入札
 - ☐ 錯誤等による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - ☐ 代理人による入札の場合において、委任状の提出がない者のした入札
 - ☐ 本市から交付された入札書以外の入札書による入札
 - ☐ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正が容易な筆記用具により記入した入札(消せるボールペン(フリクション)等を含む)
 - ☐ 文字、数字等を訂正した場合において、訂正印の押印がない入札
 - ☐ その他あらかじめ指定した事項に違反した入札

(6) 開札

- ア. 開札は、入札締切後直ちに行いますが、立ち会いについては任意とします。
- イ. 開札への立ち会いは入札参加者又は代理人に限ります。
- ウ. 入札参加者が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない白杵市職員が立ち会います。
- エ. 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(7) 落札

- ア. 落札者は、「1. 概要」中に記載のある最低貸付料(年額)以上の価格のうち、最高の価格をもって入札した者としてします。
- イ. 落札者となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者が

あるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない臼杵市職員にくじを引かせます。

(8) 入札結果の公開

入札結果については、臼杵市ホームページにて公開します。なお、公開する内容は、「落札者の金額」「落札者の区分(個人・法人)」「入札参加者数」とします。

(9) 入札の中止

不当な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情があると認められるときは、入札を中止又は延期することがあります。

8. 契約の締結

(1) 契約書

臼杵市が定めた契約書によります。事前に別紙「契約書(案)」の内容をご確認ください。

(2) 契約の取り止め

落札者が契約を締結するまでの間に入札参加資格制限に抵触した場合は契約しません。

(3) 契約締結日

令和8年9月30日(水)を目安とします。

(4) 契約保証金

ア. 落札者は契約保証金として、「3.(5)」に示す金額を、落札者の決定日から契約締結日までに市が発行する納入通知書により一括で納入してください。

イ. 契約保証金は、契約者が契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときは、還付するものとします。

(5) 公租公課の負担

契約書に貼付ける印紙税は落札者が負担してください。

9. 本貸付公募実施要項に対する質問

本貸付公募実施要項に関する質疑がある場合は、次のとおり提出してください。なお、電話での質問には回答しません。

(1) 提出期限

令和8年9月4日(金)17時15分 必着

※ 受付期間を過ぎて提出された質問書には回答しません。

(2) 提出方法

メールにより別紙「質問書(様式第3号)」にて提出してください。(メール以外の方法による受付は行いません。)

件名は「【(個人名又は法人名)】市有財産(旧下北連絡事務所)の貸付公募に関する質問書」としてください。

(3) 提出先

臼杵市 財務経営課 公有財産経営グループ 宛
e-mail:kouyuuzaisan@city.usuki.oita.jp

(4) 回答方法

回答は臼杵市ホームページに令和8年9月8日(火)中に掲載しますので、必ず確認してください。なお、回答した内容については本貸付公募実施要項に基づくものであり、回答内容の未確認等によって事業者が被った損失について市は一切の責めを負いません。

10. その他の注意事項

本要項に定めのない事項については、臼杵市公有財産規則(平成17年臼杵市規則第63号)その他関係法令の定めるところによります。

11. 公募に関する問合せ先

臼杵市大字臼杵72番1 臼杵市役所臼杵庁舎2階
臼杵市 財務経営課 公有財産経営グループ 担当:後藤
電話:0972-72-1068(直通)
e-mail:kouyuuzaisan@city.usuki.oita.jp